

罹災証明交付申請書

(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

釧路市長 あて

私(申請者)は、災害(火災を除く)により下記のとおり被害を受けたので、罹災証明書の交付を申請します。また、下記の内容について、釧路市が被災者支援業務に活用することに同意します。

申請者住所 (電話番号)	釧路市〇〇町〇番〇号 〇〇アパート〇号室 (電話番号 0154 - 〇〇 - 〇〇〇〇)		
申請者氏名 (自署)	地域 花子	<input type="checkbox"/> 世帯主本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員	<input checked="" type="checkbox"/> その他(委任状が必要です)
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 損害保険金 <input checked="" type="checkbox"/> 見舞金 <input type="checkbox"/> 融資資金 <input type="checkbox"/> その他()	必要枚数	1 枚

世帯主住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は <input type="checkbox"/> にレ印(記入不要) 釧路市 〇〇町〇〇番〇〇号
世帯主氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は <input type="checkbox"/> にレ印(記入不要) 釧路 太郎
世帯構成員 (必要に応じて)	※同一世帯員について証明が必要な場合は氏名・続柄等を記載してください。 釧路 梅子(妻)
罹災原因	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日の 暴風 による
被災住家*の 所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主と同じ場合は <input type="checkbox"/> にレ印(記入不要) 釧路市
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分 (必要に応じて)	<input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 床上浸水

*住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいう。

委任状	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
上記申請者を代理人と定め、罹災証明書の交付申請及び受領、被災者支援業務への活用同意の権限を委任します。	
委任者(罹災者)	住所 釧路市〇〇町〇〇番〇〇号 氏名 釧路 太郎

※住家の被害の程度と住家の被害認定基準等(災害に係る住家の被害認定基準運用指針より)

被害の程度	認定基準	
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	戸建ての1~2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合 【浸水深判定】 全壊~住家流失又は床上1.8m以上の浸水 大規模半壊~床上1m以上1.8m未満の浸水 半壊~床上1m未満の浸水 準半壊に至らない(一部損壊)~床下浸水 ※中規模半壊の判定基準は、国が令和2年度内を目途に定める。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	